

第二百六十九号議案

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和六年十二月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号	給	給	料	月	額
一			四〇〇、	七〇〇	円
二			四五〇、	四〇〇	円
三			五一一、	二〇〇	円
四			五八〇、	〇〇〇	円
五			六四四、	二〇〇	円
六			七一一、	四〇〇	円

第二百六十九号議案 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第七条第二項の表を次のように改める。

号	給料月額
一	三一六、七〇〇円
二	三四二、四〇〇円
三	三七一、九〇〇円

第八条中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百八十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第七条第一項及び第二項の規定は令和六年四月一日から、改正後の条例第八条及び次項の規定は同年十二月一日から適用する。

(期末手当に関する特例措置)

- 3 令和六年十二月に支給する期末手当に係る改正後の条例第八条の規定の適用については、同条中「百分の百八十二・五」とあるのは、「百分の百九十」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等に伴い、任期付研究員の給与を改定する必要がある。

第二百六十九号議案

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

三